

## 令和2年3月末 免除対象労働者の特例廃止 (200625)

改正前	改正後
保険年度(4月1日)の初日に64歳以上の労働者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)がいる場合には、雇用保険料の保険料が免除。	廃止

■法改正により、令和2年度分(4月1日～翌年3月31日)の雇用保険の保険料の算定対象になります。